法人外の研究者に関する利益相反マネジメント

学校法人日本医科大学では、次の条件全てに該当する学外研究者について、本法人の利益相反マネジメント委員会(COI 委員会)において利益相反(COI)に関する審議を行います。

- 1. 本法人の研究者が研究代表者もしくは研究分担者を務める研究に参加する
- 2. 自身の所属機関に「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」及び AMED「研究活動における利益相反の管理に関する 規則」に定める利益相反委員会が設置されていない
- 3. 自身の所属機関長から本法人へ「利益相反の審議に関する依頼状」に て COI の審議について依頼がある

なお、本法人が行うのは、COI 委員会での審議に基づく学外研究者が所属する機関の長に対しての意見に留まり、実際に COI マネジメントを行うのは、あくまでも学外研究者が所属する機関となることに十分ご留意ください。

参考

「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest: COI)の管理に関する指針」(平成20年3月31日厚生科学課長決定)により、厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出時までに、研究者は、COI委員会等に対して、「経済的な利益関係」について報告した上で、当該研究の COIの審査について申し出ることが義務付けられました。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」(平成 28 年 3 月 17 日施行)においても、研究者は、個別研究課題についての各年度の契約締結または交付申請までに、COI 委員会等に対して経済的な利益関係について報告した上で、個別研究課題における利益相反の審査について申し出ることが義務付けられています。